



令和 2 年 第 1 1 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 1 0 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和2年第11回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年10月28日（水）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	49	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	50	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	51	農地法第5条許可申請について
5	52	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9時30分 開会

議長 令和2年第11回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

8番俵積田広昭委員、9番楠委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第49号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号125号は、耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号126号は、不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号127号は、不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

今回の合意解約農地は畑が4筆で4,692㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号125号から127号の3件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第50号 あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 真茅地区31号, ○○○○ 工芸農作物で経営面積は612aです。農業労働力は3名です。

同組合は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。
〔整理番号36号〕

整理番号36号の申請地は緑町○○番○, 畑147㎡外2筆, 合計391㎡です。

譲受人は ○○○○さん 会社員, ○○○○さん 会社員です。

譲渡人は ○○○○さん 会社役員です。

転用目的は物置及び家庭菜園です。

申請事由は、「申請地を取得して物置を設置し、併せて、一部を家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

計画内容は物置1棟の設置と家庭菜園です。

整理番号36号の申請地は、5・6ページに掲載してあります。

緑町, 九州電力枕崎変電所から北側○○mに位置しています。

農地の区分は第一種住居地域の指定がされており, 都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は391㎡で問題のないものと思われま。

物置及び家庭菜園への転用にあたり, 現状のままで, 整地のみです。

周囲には既存ブロック積及び擁壁が施してあります。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 37号〕

整理番号 37号の申請地は栄中町〇〇番，畑 230 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は，「自宅の車置場が狭いため，隣地である申請地を，自家用及び来客用の駐車場として確保したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車 2 台，軽自動車 3 台分の自家用及び来客用の駐車場の整備です。

整理番号 37号の申請地は，8・9 ページに掲載してあります。

県道枕崎・知覧線沿い，ホームクリーン味園から西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており，都市計画用途指定地域内農地であり第 3 種農地と判断され，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 230 m²で問題のないものと思われます。

駐車場への転用にあたり，1mの切土をおこない，スロープを設け，南側の道路より出入りをします。周囲には既存ブロック積及び石積が施してあります。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 38号〕

整理番号 38号の申請地は白沢東町〇〇番，畑 566 m²です。

譲受人は 〇〇〇〇さん，自営業です。

譲渡人は 〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は資材置場及び駐車場です。

申請事由は，「受注する業務量の増加に伴い，既存の置場が手狭になったことから，事務所の隣地である申請地に，資材置場及び運搬車両の駐車場を確保するため。」とのことです。

申請地は 11・12 ページに掲載してあります。

申請地は，国道 226 号沿い白沢水道工事店の事務所南側に隣接します。

農地の区分は集団性が 10ha 以上の第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，車両駐車場及び資材置場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 566 m²で問題のないものと思われます。

計画内容は建設資材用の砂利及び廃材，残土の置場，3t トラック 1 台，ショベルカー 1 台分の駐車場としての利用です。

転用にあたり、50cmの盛土をおこないますが、周囲には、既存の塀ブロック及び擁壁があり、西側農地境界には新たに、擁壁を施します。

境界より1.7m以上控えて利用します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号36号及び37号の2件について、白澤委員をお願いします。

6番（白澤委員） まず整理番号36号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇司法書士です。

転用目的は物置及び家庭菜園です。

36号の申請地は、説明にありましたとおり、緑町に位置する農地で、現在、遊休地となっています。

申請地北側は2m程度高くなった駐車場、東側は1m低い空地、西側は住居、南側は2m低く、住居です。

周囲に農地はありません。

なお、申請地は道路に隣接しておりませんが、出入りについては、南側の宅地より行うとのことであり、土地所有者から承諾を得ております。

周囲には既存ブロック積及び擁壁があり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理します。

また、西側宅地への土砂が流れ出す恐れがありましたので、既存のブロックの積み増しなど、土留め対策を行うよう指導したところです。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

次に、整理番号37号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

37号の申請地は、説明にありましたとおり、栄中町に位置する農地で、現在、遊休地となっています。

申請地北側は1m程度高く住宅、西側は駐車場、東側は住居、南側は市道です。

周囲に農地はありません。

周囲にはブロック積及び石積があり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、南側の市道排水溝へ放流します。

また、切土工事においては、北側の既存のブロック積に影響およぼさないよう境界より控えて造成するなど十分な対策をおこなうよう指導したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号38号について、眞茅委員お願いします。

7番(眞茅委員) 整理番号38号について報告します。

10月16日に白澤委員、俵積田推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は、申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

場所は、事務局の説明の通りです。

現況としましては、甘藷収穫後の畑で、南側には住宅、西側は甘藷収穫後の畑、北側は申請人所有の事務所、東側は、市道に挟まれまして住宅です。

東側が低い為に50cm程度の擁壁をし盛土を行う予定で、雨水については東側市道側溝へ流す予定です。

又、西側にも擁壁を設置するとのことでしたので、確認した所、西側隣接圃場に雨水排水に影響を及ぼす恐れがありましたので、耕作者と排水対策を協議するように指導しました。

被害防除計画、被害防除に関する誓約書も添付されており又、建物等の設置は行なわないために、日照通風等に支障を及ぼす恐れがなく、やむ負えない申請ではないかと思えます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員) 整理番号36号について、現況の地図を見たところ入口がない様ですが、入口に土地を借りるという意味でしょうか。

6番(白澤委員) 入口は、人の家が隣接しているので、その土地を通してもらうということで、承諾済みです。

その住民と直接、聞き取りをおこないました。

8番(俵積田広昭委員) 将来的にも問題ないのでしょうか。

7番(眞茅委員) その件につきまして、私も一緒に立会いをしたのですが、南側の宅地の方から出入りするということです。

南側宅地所有者が、所有の土地にコンクリートが打ってあぜ道がつくってあります。

そこを使用させてもらうということで、その住民の承諾を得ています。

今までも、ずっとその様にしてきているとのことでした。

事務局 地図を見ていただくと、上の土地から道路のところ隣接するような形で入っており、あぜ道をコンクリートでつくってありましたので、この方の所有物だと思います。広く工事をするのに使う部分については、下の方の所有者に承諾を得ているということなので、道がないわけではないと捉えております。

議長 よろしいでしょうか。

8番(俵積田広昭委員) わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号36号から38号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第52号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は13ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号304号から316-2号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん 外12名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外44名で、設定面積は、畑が53筆の38,345㎡、樹園地が10筆の7,228㎡田が1筆、256㎡、計64筆45,829㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号24号、譲受人は中央町の〇〇〇〇、譲渡人は折口町の〇〇〇〇さん外2名です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は710㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号304号から316-2号まで、並びに所有権移転の整理番号24号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第52号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 広昭

会議録署名委員 楠 義文
